

令和8年2月9日
特別区長会調査研究機構
令和7年度第4回理事会

令和8年度 事業計画及び収支計画(案)

令和8年2月

特別区長会調査研究機構

令和8年度 事業計画

I 機構の基本的な考え方

1 設置目的

特別区及び地方行政に関わる課題について、大学その他の研究機関、国及び地方自治体と連携して調査研究を行うことにより、特別区長会における諸課題の検討に資するとともに、特別区の発信力を高めることを目的に、特別区長会調査研究機構（以下「機構」という。）を平成30年6月15日に設置した。

2 組織・運営

機構の運営は、区長会総会の議を得つつ、理事会を設けて管理する。

(1) 理事会

特別区長会役員を理事とし、研究テーマ及び研究体制の決定、事業計画及び収支予算の承認、事業報告及び決算の承認等を行う。

(2) 顧問

機構の事業について助言を求めるため、顧問を置く。

<顧問名簿>

令和8年2月現在

氏名	役職等
神野 直彦	東京大学/日本社会事業大学名誉教授
広井 良典	京都大学名誉教授
市川 宏雄	明治大学名誉教授
藁谷 友紀	早稲田大学名誉教授※
宮本みち子	放送大学/千葉大学名誉教授
清原 慶子	杏林大学客員教授、こども家庭庁参与、総務省行政評価局アドバイザー、文部科学省中央教育審議会委員（前三鷹市長）
高橋 行憲	社会福祉法人馬島福社会理事長、株式会社A・Y・Aホールディングス代表取締役
青山 侑	明治大学名誉教授

※令和8年4月1日から東洋英和女学院大学学長に就任予定

3 事業の方針

- (1) 機構の研究テーマとした課題について、機構が事務局となり、提案区と機構の職員・研究者、各区の参加希望者等をメンバーとして共同の調査研究を行うとともに、研究成果を公表し各区の施策展開に資する。
- (2) 特別区の行政運営に関連する事項について機構に寄せられた提案、先進的な調査研究成果や事業の取組事例等、機構の業務に関連する情報をホームページ上に掲載する。

II 令和8年度事業

1 調査研究事業

107,997千円

各区から提案のあった研究テーマについて、原則として1年間の調査研究を行う。調査研究は、プロジェクト方式により、学識経験者、各区職員、その他関係者の参加を得て進める。

あわせて、令和9年度の調査研究に向けて、テーマの選定及び研究プロジェクト体制の構築等を行う。

○ 令和8年度調査研究テーマ 4件

研究テーマ名	提案区
小中学校の効果的・効率的な施設整備マネジメントの取組	新宿区
特別区における公共用地の着実な取得に向けた手法等に関する調査研究	文京区
行政手続き通知のデジタル化推進のためのガイドラインの検討	墨田区
特別区における市街地再開発事業の必要性とその円滑な実施に向けた支援策に関する調査研究	江東区

※研究計画については別添のとおり

2 情報収集及び発信事業

1,499千円

特別区及び地方行政に関わる情報を収集するとともに、各研究プロジェクトの進捗状況や調査研究の成果を、随時ホームページや機関紙に掲載して公表する。

- (1) ホームページの運用・管理
- (2) 機関紙の発行（年2回）
- (3) 調査研究報告会の開催

3 理事会の開催（年4回）

開催予定：6月、9月、11月、2月

令和8年度 収支計画

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
助 成 金 収 入	109,496	東京都区市町村振興協会助成金
収 入 合 計	109,496	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
1 調 査 研 究 事 業	107,997	謝礼金、研究委託等経費、 報告書作成経費、研究職員費等
2 情報収集及び発信事業	1,499	ホームページ運用経費、 機関紙発行経費
支 出 合 計	109,496	

(収支計画内訳)

1 収入の部

区分	R8 年度予算	前年度予算	比較増△減額	増△減率
収入額	千円	千円	千円	%
	109,496	89,797	19,699	21.9%
助成金収入	109,496	89,797	19,699	21.9%

2 支出の部

区分	R8 年度予算	前年度予算	比較増△減額	増△減率
支出額	千円	千円	千円	%
	109,496	89,797	19,699	21.9%
1 調査研究事業	107,997	88,183	19,814	22.5%
(1) 顧問・委員謝礼	8,401	8,342	59	0.7%
(2) 旅費	135	380	△ 245	△ 64.5%
(3) 消耗品費	956	999	△ 43	△ 4.3%
(4) 会議費	6	17	△ 11	△ 64.7%
(5) 印刷製本費	5,046	6,600	△ 1,554	△ 23.5%
(6) 手数料	0	29	△ 29	△ 100.0%
(7) 職員研修費	80	119	△ 39	△ 32.8%
(8) 委託費	50,120	34,986	15,134	43.3%
(9) 使用料	262	376	△ 114	△ 30.3%
(10) 研究職員費	42,991	36,335	6,656	18.3%
2 情報収集及び発信事業	1,499	1,614	△ 115	△ 7.1%
(1) 原稿料	108	243	△ 135	△ 55.6%
(2) 印刷製本費	509	489	20	4.1%
(3) 委託費	882	882	0	0.0%

令和8年度 研究計画

研究テーマ・研究体制

小中学校の効果的・効率的な施設整備マネジメントの取組 【新規】

提 案 区

新宿区

研究目的

公共施設は区民の生活を支える重要なインフラであるが、特別区では施設の老朽化や利用率の低下、物価上昇による更新費用や運営費用の上昇などが課題となっている。

公共施設の中でも小中学校は、建築時から相当の年次が経過している施設が多く、更新等の対策の検討が急務である。対策にあたっては、児童・生徒数の動向や近年の教育課題を踏まえた教育環境の向上、地域ニーズを踏まえた施設の多機能化・複合利用が求められる一方で、特に住宅地に立地する学校が多い特別区では、建替えにあたって適切な施設規模や代替地の確保、さらに財政負担の増加などが大きな課題となっている。

本研究は、小中学校の施設整備の現状を分析し、教育環境の向上や財政負担軽減の方策等を探るなど特別区の地域の実情に応じた効果的・効率的な施設整備マネジメントの方法を考察するものである。

研究概要

- (1) 施設整備・更新等にあたって特別区の児童・生徒数の傾向や近年の教育環境の変化などの動向整理
- (2) 特別区等の小中学校の施設現況、多機能化や複合利用への対応状況、施設整備の方法、財政負担軽減の方策などに関するアンケート調査・分析
- (3) 高度に住宅が集積された地域での代替地確保、自校敷地内の整備、公民連携などの先進事例調査・分析と自治体への現地ヒアリング調査
- (4) 特別区の地域の実情に応じた持続可能かつ効果的・効率的な施設整備マネジメントの方法の考察

特別区における公共用地の着実な取得に向けた手法等 に関する調査研究 【新規】

提 案 区

文京区

研究目的

不動産取引における適正価格を担保するため、特別区では不動産鑑定結果を基に、一定の行政手続きを経た上で価格を決定し、地権者との交渉に臨んでいる。

一方、民間事業者においては、当該土地を活用した事業収益を踏まえた価格設定が可能であること、また、自治体に比して速やかな意思決定も可能であることから、不動産取引市場において特別区は不利な状況にあり、行政目的の達成に必要な用地の確保を進める上で課題となっている。

本研究は、上記の視点を踏まえ、他自治体の取組を調査するとともに、所用の用地を迅速かつ的確に取得するための土地取得価格の決定方法や譲渡所得等にかかる課税の特例制度等について研究することにより、特別区における必要な公共用地の取得促進に向けた方策等を考察するものである。

研究概要

- (1) 特別区及び政令市等における公共用地取得の事例の調査及び先進的な取組を進めている自治体へのヒアリング調査
- (2) 特別区及び政令市等における土地取得価格の決定方法の調査及び検討
- (3) 公共用地取得促進に資する譲渡所得の特別控除など課税の特例制度等の研究と提案
- (4) 特別区における迅速かつ実践的な用地取得方策の検討

行政手続き通知のデジタル化推進のための ガイドラインの検討

【新規】

提 案 区

墨田区

研究目的

現在、行政手続きのオンライン化に各区が積極的に取り組んでいる。行政手続きの入口については区民の利便性が高まっているが、行政手続きの出口にあたる通知については、紙による郵送が主となっているため、受取りまでに時間を要するなど、デジタルの恩恵を受けることができていない。そのため、更なる区民の利便性や満足度の向上に向けて、通知のデジタル化が求められる。

本研究は、行政手続きに伴う通知のデジタル化を推進するため、デジタル化する際の課題やリスクへの対応策を整理し、各区が円滑に通知のデジタル化を進められるようガイドラインの作成に向けて考察するものである。

研究概要

- (1) 処分通知等のデジタル化に関する法令等の整理とデジタル化が可能な業務の検討
- (2) 処分通知等のデジタル化の先進自治体調査
- (3) 特別区において処分通知等のデジタル化を進めるにあたっての課題整理と運用方法等の検討
- (4) 特別区における処分通知等のデジタル化のための自治体向けガイドラインの作成

特別区における市街地再開発事業の必要性と その円滑な実施に向けた支援策に関する調査研究 【新規】

提 案 区

江東区

研究目的

特別区では、多くの地域で市街地再開発事業が進行するとともに、都市計画決定に向けて準備が進められている。

しかしながら、近年、区部の市街地再開発事業を取り巻く環境は大きく変化しており、事業への地域内外からの反対運動、資材・労務費の高騰などによる事業の中止・計画見直し、国の補助制度の変更などによって、安全で快適なまちづくりにつながる公共性が高い事業でも円滑に進められない事態が発生している。

本研究は、市街地再開発事業について、区民の理解を得ながら着実に推進するため、区民等への意識調査と都市部での事例調査を中心に事業推進上の課題を分析することにより、事業で実現する公共性や特別区における支援策（技術面、制度面、財政面等）など今後の事業のあり方について考察するものである。

研究概要

- (1) 都市の居住環境の向上や新たな都市機能への対応などの観点から再開発の必要性の整理
- (2) 再開発によって実現する公共性を類型化（ハード・ソフト）し、その公共性の持つ課題を整理
- (3) 公共性の課題整理を背景として、特別区の地域特性を踏まえた補助・支援のあり方や特別区の事業への関わり方など、財政・制度・運用等の側面からの支援策の検討

令和 8 年 2 月 9 日
特別区長会調査研究機構
令和 7 年度第 4 回理事会

特別区長会調査研究機構研究倫理規程の制定について

1 制定する規程

特別区長会調査研究機構研究倫理規程

2 制定趣旨

当機構の調査研究事業における研究実施に際し、信頼性及び透明性のある適切な調査研究の実施を図り、研究者及び研究対象者の尊厳と人権を守るため、理事長及び研究者が遵守すべき責務や倫理に関する事項等について、規程を整備する。

3 制定内容

別添のとおり

4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

(案)

特別区長会調査研究機構研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、特別区長会調査研究機構（以下「この機構」という。）が研究を実施する際に、理事長及び研究者等が遵守すべき責務と倫理に関する基準を示すとともに、研究が倫理的、社会的及び科学的観点から適切に実施され、信頼性及び透明性が確保されるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 人を対象とする研究 人を直接の対象として実施する調査研究で、個人の特性としての思想、心情、行動、環境等に関する情報（以下「個人の特性に関する情報」という。）を収集及び分析し、その成果を公表する一連の活動をいう。ただし、次に掲げる情報のみを用いる研究を除く。

ア 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な情報

イ 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）に該当しない既存の情報

ウ 既に作成されている匿名加工情報（個人情報保護法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。）

(2) 研究責任者 研究に係る業務を統括するとともに、当該研究の実施に携わる者をいう。

(3) 研究者等 研究責任者その他この機構の研究の実施に携わる者をいう。
ただし、この機構に所属する者以外であって、委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者は除く。

(4) 研究対象者 人を対象とする研究のために個人の特性に関する情報を提供する者をいう。

(5) 研究倫理審査委員会 人を対象とする研究の実施又は継続の適否その他必要な事項について、倫理的、社会的及び科学的な観点から調査審議するた

めに設置された合議制の機関をいう。

- (6) インフォームド・コンセント 研究の実施又は継続（個人の特性に関する情報の取扱いを含む。）に関する研究対象者の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果その他の事項について研究者等から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、この機構において実施される全ての研究について、適用する。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、研究を実施するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令及びこの機構の規程、細則等を遵守し、第8条の規定に基づく研究計画書に従って、適正に研究を実施すること。
- (2) 研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らさないこと。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。
- (3) 研究活動上の不正行為その他の不適切な行為を行わないこと。また、他者による不正行為の防止に努めること。
- (4) 複数の研究者が関わる場合において、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重すること。
- (5) 委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者等、研究に協力又は研究を支援する者に対して人格及び人権を尊重し、ハラスメントの禁止等、社会的規範を遵守すること。

2 研究者等は、人を対象とする研究を実施するに当たっては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究対象者の人権を尊重すること。

- (2) 研究倫理審査委員会の審査を受けること。
- (3) 調査を実施する場合には、研究倫理審査委員会が認めた場合を除き、原則としてあらかじめ研究対象者からのインフォームド・コンセントを受けること。
- (4) 研究対象者及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等があった場合には、これを誠実に受け止め、必要な説明を行うとともに、必要に応じて理事長又は研究責任者に報告し、研究計画書の見直しを検討すること。

(理事長の責務)

第5条 理事長は、研究に関する監督責任を果たすとともに、研究の実施体制及び関係規程の整備に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実施を許可した研究の適正な実施を確保するため、当該研究がこの規程及び研究ごとの研究計画書に従い、適正に実施されていることについて、必要に応じ、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づき適切な対応をとること。
- (2) 業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らさないこと。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- (3) 研究を適正に実施するために必要な体制及び規程（情報の取扱いに関する事項を含む。）を整備すること。
- (4) 研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、研究結果等、研究に関する情報が適切に公表されることを確保すること。
- (5) 調査研究活動における不正防止について周知や体制整備に取り組み、調査研究の信頼性を確保するとともに、社会的な責任を果たすよう努めること。
- (6) 研究に関する業務の一部が委託された場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

2 理事長は、人を対象とする研究を実施するに当たっては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 研究者等に、研究対象者の人権を尊重して研究を実施することの周知徹底を図ること。

(2) 研究対象者及びその関係者の人権の保護のために必要な措置を講じた上で、研究結果等、研究に関する情報が適切に公表されることを確保すること。

(3) 研究により得られた結果等を取り扱う場合、研究対象者が当該研究に係る相談を適宜行うことができる体制を整備すること。

(4) 研究倫理審査委員会が行う調査に協力すること。

(研究の信頼性確保のための理事長及び研究者等の責務)

第6条 研究者等（研究責任者を除く。）は、研究の信頼性の確保のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 研究の倫理的妥当性、社会的意義、科学的合理性のいずれかを損なう事実若しくは情報又はそのおそれがある事実若しくは情報を知った場合（次号に該当する場合を除く。）には、速やかに研究責任者に報告すること。

(2) 研究の実施の適正性若しくは研究の信頼を損なう事実若しくは情報又はそのおそれがある事実若しくは情報を知った場合には、速やかに研究責任者に報告すること。

(3) 研究に関する情報の漏えい、滅失、毀損、改ざん等（以下「漏えい等」という。）、研究対象者の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、直ちに研究責任者に報告すること。

2 研究責任者は、研究の信頼性の確保のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 研究の実施に係る必要な情報を取得する等、研究の適正な実施及び研究結果の信頼性の確保に努めること。

(2) 前項第1号による報告を受けた場合であって、研究の継続に影響を与え

ると考えられるものを得た場合には、速やかに、理事長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更すること。

(3) 前項第2号による報告を受けた場合には、速やかに、また、同項第3号による報告を受けた場合には、直ちに理事長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更すること。

(4) 研究計画書に定めるところにより、研究の進捗状況並びに研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料（以下「研究情報等」という。）の管理の状況について理事長に報告すること。

3 理事長は、前項第2号の規定による報告を受けた場合には、速やかに、また、同項第3号の規定による報告を受けた場合には、直ちに研究の中止、原因究明等の適切な対応を取らなければならない。

4 前項の場合において、理事長は、人を対象とする研究にあつては、必要に応じて、研究倫理審査委員会の意見を聴かななければならない。

5 前2項の場合において、理事長は、研究倫理審査委員会が意見を述べる前においては、必要に応じて、研究責任者に対し、研究の停止その他の暫定的な措置を講ずるよう指示しなければならない。

(研究情報等の管理)

第7条 研究者等は、研究情報等の漏えい等が起こらないよう、必要な管理を行わなければならない。

2 理事長は、実施を許可した研究に係る研究情報等が適切に管理されるよう必要な監督を行わなければならない。

3 理事長は、この機構において管理する研究情報等について、適切に管理しなければならない。

4 理事長は、研究情報等を廃棄する場合には、特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置が講じられるよう必要な監督を行わなければならない。

(研究計画書の作成又は変更等の手続)

第8条 研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を作成し、理事長又は理事長の委任を受けた者の許可を得なければならない。

2 研究責任者は、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更しなければならない。

3 研究責任者は、前2項の研究計画書の作成又は変更に当たっては、研究の倫理的妥当性、社会的意義及び科学的合理性が確保されるよう考慮しなければならない。

4 研究責任者は、研究に関する業務の一部について委託しようとする場合には、当該委託業務の内容を定めた上で研究計画書を作成し、又は変更しなければならない。

(研究倫理審査委員会の設置)

第9条 この機構において実施される人を対象とする研究の審査に当たるため、理事長が委嘱する委員をもって構成する研究倫理審査委員会を設置する。

(研究倫理審査委員会の設置者の責務)

第10条 理事長は、研究倫理審査委員会が審査を行った研究に関する審査資料について、適切に管理しなければならない。

(研究倫理審査委員会の責務及び役割)

第11条 研究倫理審査委員会は、理事長又は研究責任者から人を対象とする研究の実施の適否等について意見を求められたときは、この規程に基づき、倫理的観点、社会的観点及び科学的観点から、中立的かつ公正に審査を行い、文書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により意見を述べなければならない。

2 研究倫理審査委員会は、前項の規定により審査を行った研究について、倫理的観点、社会的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、又は必要に応じて学識経験を有する者（以下「有識者」という。）から意見を聴き、理事長又は研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。

3 研究倫理審査委員会の委員、有識者及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

4 研究倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、第1項の規定により審査を行った人を対象とする研究に関する研究情報等の漏えい等、研究対象者の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及び審査の中立性又は公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、直ちに理事長に報告しなければならない。

(個人情報保護)

第12条 理事長及び研究者等は、個人情報等の取扱いに関して、法令等に定めのあるもの及びこの規程に定めるもののほか、個人情報保護法等を遵守しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、常務理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は令和8年2月9日から施行する。

(準備行為)

2 第9条の規定による研究倫理審査委員会の設置に係る手続は、この規程の施行前においても行うことができる。